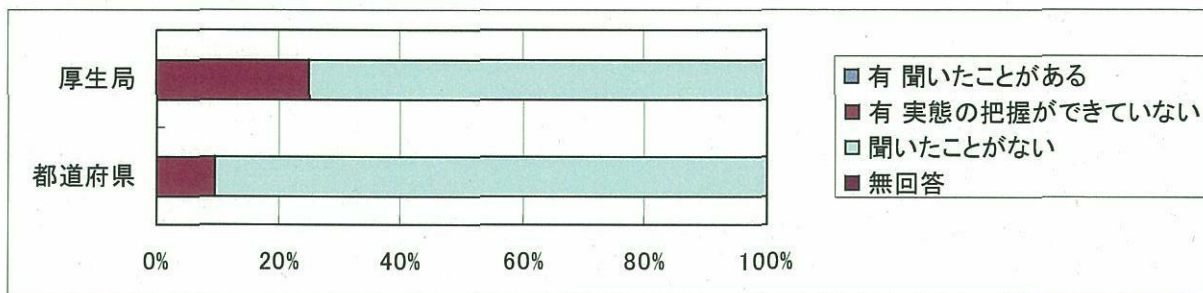


## 6 国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業について

### ア 厚生局及び都道府県の指導状況

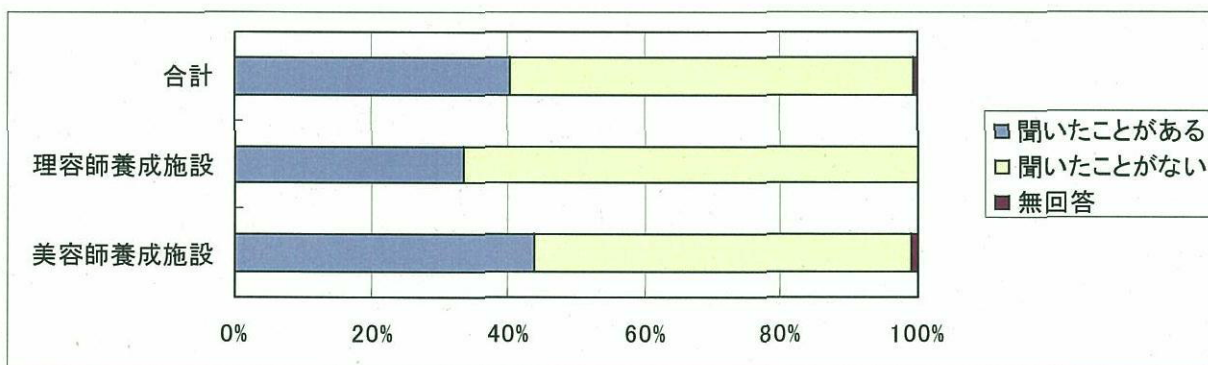
国家試験の自己採点を養成施設が行い、合格できないと見込まれる生徒は当該養成施設を卒業させないという意見について、「ある」又は「聞いたことがある」とした厚生局は2件（25.0%）、都道府県は2件（9.5%）となっている。

なお、卒業に対する指導を実施している厚生局は7件（87.5%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。



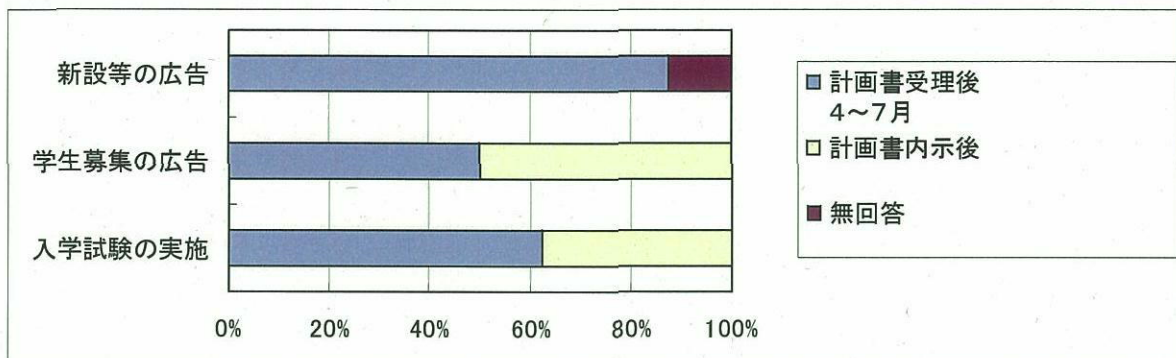
### イ 養成施設の状況

養成施設では、「聞いたことがある」は139件（40.2%）、「聞いたことがない」は205件（59.2%）となっている。



## 7 広告規制

厚生局において、「新設の広告」について、「設置計画書受理後（4～8月）」としているものは7件（87.5%）となっており、「学生募集の広告」について、「設置計画書受理後（6～7月）」としているは4件（50.0%）、「設置計画書の内示後（4～7月）」としているものは4件（50.0%）となっている。



また、これらの時期を早めることについて、「可能」は4件（50.0%）、「不可能」は4件（50.0%）となっており、その理由として、

- ・そもそも処理基準がない
  - ・設置計画書の提出時期3月は当該年度の指定・承認等の業務で多忙となることから困難
  - ・計画書のヒアリング後の改善を確認する必要がある
  - ・年々により事務量が大幅に変わるため一概に回答できない
- をあげている。

